

令和2年11月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次

子宮頸がん予防ワクチン接種情報の個別送付の実施について……P1～2

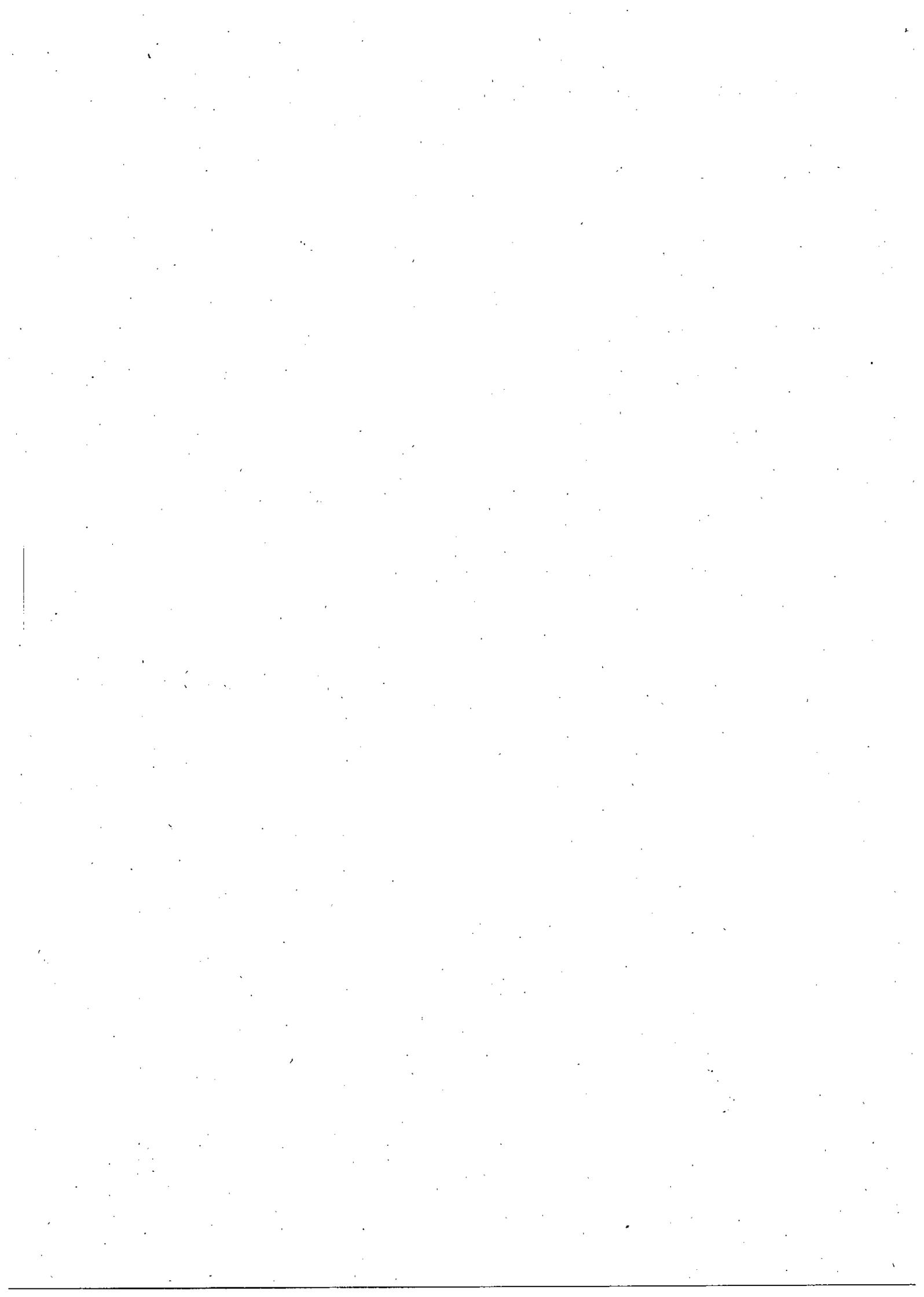
【別冊】

厚生労働省作成リーフレット

「詳細版 小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切な
お知らせ」

こ ども 部

令 和 2 年 1 1 月



子宮頸がん予防ワクチン接種情報の個別送付の実施について

1 概要

子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチンの接種については、小学6年生から高校1年生相当の年齢にあたる女子を対象に、平成25年4月から予防接種法に基づく定期予防接種として位置付けられているが、ワクチンとの因果関係を否定できない痛みがワクチン接種後に特異的に見られたことから、同年6月には国から、「接種を積極的に勧奨すべきではない」との勧告が出され、現在においても積極的勧奨は差し控えられている。

しかしながら、令和2年10月9日付で国の勧告が見直され、定期接種の対象者及びその保護者に、公費によって接種できるHPVワクチンがあることを知っていただき、HPVワクチン接種について検討・判断するための必要な情報を届けることを目的として、ワクチンの情報を自治体から対象者へ個別送付するよう通知があり、あわせて改訂されたリーフレットの送付があった。

このことに基づき、長崎市においては、対象者やその保護者に対し、情報不足により接種機会が失われないように、令和3年度から積極的勧奨にならないような形で対象者あて個別送付することとし、情報提供の方法については他都市の状況や専門家の意見を踏まえて、次のとおり実施する。

2 実施内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 個別送付の対象者 | 小学6年生の女子及びその保護者 |
| (2) 対象者選定理由 | 接種対象開始学年であり、早期に対象者へ情報提供を行うことで、接種の有無を判断し、希望する方が計画的な接種を行えるようにするため。
※なお、送付初年度の令和3年度については全対象者に周知を行う必要があるため全対象者に送付することとし、令和4年度以降は小学6年生のみに送付する予定。 |
| (3) 送付時期 | 令和3年4月予定 |
| (4) 送付方法 | こども健康課から対象者及びその保護者に個別送付 |
| (5) 送付物 | 長崎市作成お知らせ文、厚生労働省作成リーフレットの
詳細版 |

【参考】

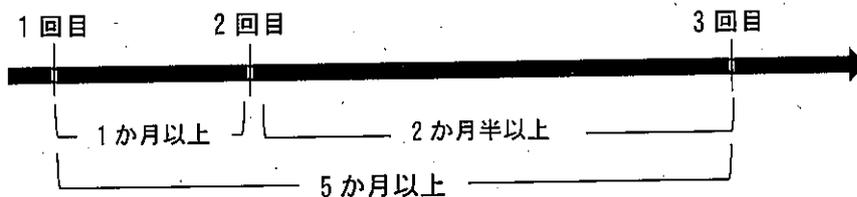
1 HPVワクチン接種について

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 接種年齢 | 小学6年生から高校1年生相当の年齢にあたる女子 |
| (2) 接種回数 | 3回 |

(3) 接種期間

ア 2価ワクチンの場合

- ・ 1回目から1か月以上あけて2回目、
- ・ 1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上あけて3回目

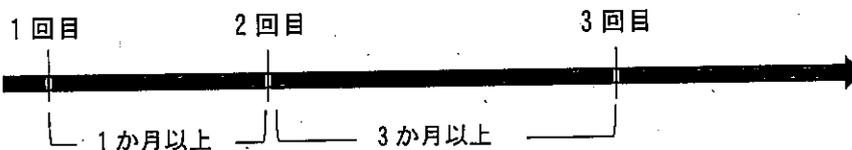


※【標準的な接種期間】

- ・ 1回目から1か月あけて2回目、1回目から6か月あけて3回目

イ 4価ワクチンの場合

- ・ 1回目から1か月以上あけて2回目
- ・ 2回目から3か月以上あけて3回目



※【標準的な接種期間】

- ・ 1回目から2か月あけて2回目、1回目から6か月あけて3回目

(4) 接種委託料 1回あたり 16,154円 (令和2年度)

2 HPVワクチン接種実績 (延べ件数)

任意接種※		
H22	H23	H24
3,876	18,274	5,913

※H22～H24年度は任意接種として公費負担にて実施

定期接種							
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R.1	R2.9末
596	45	33	15	42	76	181	141

3 令和3年度対象予定者数 (R2.4.1数値より見込む) (人)

新小学 6年生	新中学 1年生	新中学 2年生	新中学 3年生	新高校 1年生	計
1,598	1,738	1,709	1,669	1,657	8,371